

ダイオキシン類環境監視調査結果の概要

1. 調査期間
- 令和5年4月～令和6年3月
2. 調査地点

項目		調査地点数			測定頻度	備考
		県	国	高松市		
水質	河川	4	1	12	1回/年	県、高松市、国：環境基準点全35地点のうち17地点
	海域	4	0	0	1回/年	県：環境基準点全31地点のうち4地点
底質	河川	4	1	4	1回/年	県、高松市、国：環境基準点全35地点のうち9地点
地下水		0	0	4	1回/年	高松市：高松市内を3kmメッシュ33区画に区切ったうち4地点
土壌	一般環境把握	0	0	4	1回/年	高松市：高松市内を3kmメッシュ33区画に区切ったうち4地点
	発生源周辺状況把握	2	0	0	1回/年	大気基準適用施設のうち2施設の最大着地濃度発生日点近傍

3. ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準
- 平成11年12月27日
- 環境庁告示第68号
- 改正 平成14環告46・平成21環告11・令和4環告89

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準を次のとおり定め、平成12年1月15日から適用する。

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、次のとおりとする。

- 第1 環境基準
- 1 環境基準は、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、同表の基準値の項に掲げるとおりとする。

2 1の環境基準の達成状況を調査するため測定を行う場合には、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、ダイオキシン類による汚染又は汚濁の状況を的確に把握することができる地点において、同表の測定方法の項に掲げる方法により行うものとする。

3 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

4 水質汚濁（水底底質汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

5 水底底質汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底底質について適用する。

6 土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。
- 第2 達成期間等
- 1 環境基準が達成されていない地域又は水域にあつては、可及的速やかに達成されるように努めることとする。

2 環境基準が現に達成されている地域若しくは水域又は環境基準が達成された地域若しくは水域にあつては、その維持に努めることとする。

3 土壌の汚染に係る環境基準が早期に達成されることが見込まれない場合にあっては、必要な措置を講じ、土壌の汚染に起因する環境影響を防止することとする。

第3 環境基準の見直し

ダイオキシン類に関する科学的な知見が向上した場合、基準値を適宜見直すこととする。

別表

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下	日本産業規格K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパラジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）
備考		
1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性に換算した値とする。		
2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。		
3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。		
4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。		

4. 環境基準の達成状況

全ての地点で環境基準に適合していた。

令和5年度ダイオキシン類環境調査結果の概要

項 目		調 査 地点数	調査結果（平均値等）		
			平均値	最小値 ～ 最大値	単 位
水質	河 川	17	0.33	0.083 ～ 0.92	pg-TEQ/L
	海 域	4	0.089	0.069 ～ 0.14	
底質	河 川	9	1.2	0.16 ～ 4.6	pg-TEQ/g
地 下 水		4	0.069	0.059 ～ 0.090	pg-TEQ/L
土壌	一般環境把握	4	0.28	0.0049 ～ 0.93	pg-TEQ/g
	発生源周辺 状況把握	2	0.92	0.032 ～ 1.8	